

## 社会福祉法人海楽園定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人海楽園（以下「法人」という。）の運営管理業務の細部について必要な事項を定めるものとする。

(事務の専決)

第2条 定款第27条第1項に規定する理事長が専決することができる日常の簡易な業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの  
ただし、法人の運営に重大な影響があるものを除く
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品購入等の契約のうち次のような軽微なもの
  - ア 日常的に消費する原材料、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設設備の保守管理・物品の修理等
  - ウ 緊急を要する物品の購入等
  - エ 随意契約であって、工事又は製造の請負500万円以下、食料品・物品の買入れ400万円以下、及び前各号に掲げるもの以外300万円以下とする
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分  
ただし、法人の運営に重大な影響があるものを除く
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄  
ただし、法人の運営に重大な影響があるものを除く
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- (11) 寄付金の受入に関する決定  
ただし、法人の運営に重大な影響があるものを除く

2 理事長は、前項の規定により専決した事項について、直近の理事会に報告しなければならない。

(業務の分担執行)

第3条 定款第20条第2項の規定により、別に規定がある場合を除き、前条に定める第1号から第11号までの専決事項のうち対外的な業務以外の業務を業務執行理事に分担執行させることができる。

なお、業務執行理事の選定については、任期ごとに理事会の決議を経ることとする。

(重要事項の報告)

第4条 分担執行した業務のうち、理事長が内容を了知しておく必要があると認めたときは、適宜その内容を理事長に報告しなければならない。

附 則

1. この定款細則は、平成21年4月1日から施行する
2. 従前の社会福祉法人海楽園定款細則は廃止する

附 則

この定款細則は、平成29年4月1日から施行する